

半 期 報 告 書

(第 21 期中)

自 平成17年 6 月 1 日
至 平成17年11月30日

日本オラクル株式会社

東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号

(941-300)

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	2
3. 関係会社の状況	2
4. 従業員の状況	2
第2 事業の状況	3
1. 業績等の概要	3
2. 生産、受注及び販売の状況	4
3. 対処すべき課題	5
4. 経営上の重要な契約等	6
5. 研究開発活動	6
第3 設備の状況	7
1. 主要な設備の状況	7
2. 設備の新設、除却等の計画	7
第4 提出会社の状況	8
1. 株式等の状況	8
(1) 株式の総数等	8
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) 発行済株式総数、資本金等の状況	14
(4) 大株主の状況	15
(5) 議決権の状況	16
2. 株価の推移	16
3. 役員の状況	16
第5 経理の状況	17
中間財務諸表等	18
(1) 中間財務諸表	18
(2) その他	32
第6 提出会社の参考情報	33
第二部 提出会社の保証会社等の情報	34

[中間監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年2月24日
【中間会計期間】	第21期中（自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日）
【会社名】	日本オラクル株式会社
【英訳名】	ORACLE CORPORATION JAPAN
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 最高経営責任者 新宅 正明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区紀尾井町4番1号
【電話番号】	03（5213）6666
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 最高財務責任者 松岡 繁
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区紀尾井町4番1号
【電話番号】	03（5213）6666
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 最高財務責任者 松岡 繁
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第19期中	第20期中	第21期中	第19期	第20期
会計期間	自平成15年 6月1日 至平成15年 11月30日	自平成16年 6月1日 至平成16年 11月30日	自平成17年 6月1日 至平成17年 11月30日	自平成15年 6月1日 至平成16年 5月31日	自平成16年 6月1日 至平成17年 5月31日
売上高（百万円）	39,778	37,991	41,375	82,858	83,209
経常利益（百万円）	12,647	11,839	13,644	27,784	28,797
中間（当期）純利益（百万円）	7,358	7,001	8,045	16,032	16,989
持分法を適用した場合の投資利益 （百万円）	—	—	—	—	—
資本金（百万円）	22,131	22,131	22,131	22,131	22,131
発行済株式総数（株）	128,194,662	128,194,662	128,194,662	128,194,662	128,194,662
純資産額（百万円）	78,188	75,086	75,394	79,666	77,468
総資産額（百万円）	103,510	107,003	105,979	111,984	107,049
1株当たり純資産額（円）	613.48	591.36	593.67	626.81	609.77
1株当たり中間（当期）純利益金額 （円）	57.74	55.15	63.35	125.20	133.51
潜在株式調整後1株当たり中間（当 期）純利益金額（円）	57.68	55.10	63.32	125.07	133.40
1株当たり中間（年間）配当額 （円）	35	60	60	125	140
自己資本比率（％）	75.5	70.2	71.1	71.1	72.4
営業活動によるキャッシュ・フロ ー（百万円）	8,452	5,622	11,974	19,787	16,006
投資活動によるキャッシュ・フロ ー（百万円）	△2,210	△2,161	1,412	△9,902	△2,747
財務活動によるキャッシュ・フロ ー（百万円）	△9,564	△11,359	△10,109	△16,985	△18,945
現金及び現金同等物の中間期末 （期末）残高（百万円）	31,346	19,670	25,160	27,569	21,883
従業員数（人）	1,440	1,464	1,502	1,448	1,481

（注） 1. 当社は中間連結財務諸表は作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当中間会計期間より、アップデート&プロダクト・サポート売上の重要性が増した為、従来のサポートサービス部門をアップデート&プロダクト・サポート部門とアドバンスト・サポート部門に細分しております。

また、この細分に伴い、従来の〔ソフトウェアプロダクト〕と〔サービス〕の区分を〔ソフトウェア関連〕と〔サービス〕の区分に変更しております。

各部門に係る主な事業内容は、概ね次のとおりであります。

〔ソフトウェア関連〕

<データベース・テクノロジー>

主な事業内容の変更はありません。

<ビジネス・アプリケーション>

主な事業内容の変更はありません。

<アップデート&プロダクト・サポート>

ソフトウェアプロダクトの更新権の提供、一般的な製品サポート、ならびに潜在的な問題の事前回避を可能とする技術情報の提供を行うことで、顧客企業のシステム運用の支援を行っております。

〔サービス〕

<アドバンスト・サポート>

顧客企業のニーズに応じた高付加価値のサービスを提供し、顧客企業のシステム構築および運用の技術支援を行っております。

<エデュケーションサービス>

主な事業内容の変更はありません。

<コンサルティングサービス>

主な事業内容の変更はありません。

なお、主要な関係会社における異動はありません。

3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成17年11月30日現在

従業員数（人）	1,502
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員であり、他社への出向社員（3人）を含まず、また、他社からの出向受入者（1人）、嘱託社員（2人）を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりましたが、労使関係は円満に推移しています。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間における我が国経済は、好調な企業収益や設備投資の増加に加え、雇用情勢の改善、個人消費の緩やかな増加などがみられ、景気は緩やかに回復が続きました。

当社は、これまで実施してきた事業構造改革により確立された強固な収益体質を基盤とした成長を具現化するために、平成17年6月に「システム事業統括」および「インダストリー&アプリケーション事業統括」の製品ビジネスグループを新設し、製品毎の専門性を高めた組織体制を構築しました。また、SOA（サービス指向アーキテクチャ）に準拠した標準的なアプローチを採用し、異種業務アプリケーションの連携と統合を実現する

「Oracle Fusion Middleware」製品群を専門に取り扱う営業およびビジネス推進組織を立ち上げ、業務プロセスの統合基盤「Oracle Application Server 10g Release 2」を主軸として拡販を進めてまいりました。更に、平成17年9月よりすべてのアプリケーションを支える統合データ基盤「Oracle Database 10g Release 2」の出荷を開始しました。

この結果、当中間会計期間の売上高は413億75百万円（前年同期比33億84百万円、8.9%増）、経常利益は136億44百万円（前年同期比18億4百万円、15.2%増）、中間純利益は80億45百万円（前年同期比10億44百万円、14.9%増）となりました。

部門別の営業概況

当中間会計期間より、事業部門の区分を一部変更しているため、前年同期比較にあたっては、前中間会計期間分を変更後の区分に組替えて行っております。

なお、事業部門の変更の内容については、「2 生産、受注及び販売の状況 (3) 販売実績」の注記に記載のとおりであります。

〔ソフトウェア関連〕

データベース・テクノロジーにおいては、堅調な企業業績に伴って当社のデータベース製品への需要も高まり、売上高は堅調に推移しました。大規模システム向けでは、引き続きシステム統合やメインフレームからオープン環境への移行に伴う需要があり、中堅・中小規模システム向けでは、IT投資の活性化と共に、Linuxサーバーによるオープン環境の導入が続いていることから、当社としましては、組織の専門化による営業力強化や新製品

「Oracle Database 10g Release 2」の出荷開始、「Oracle Fusion Middleware」製品群の拡販等により、これら様々な企業の情報システムへのニーズに対応してきました。

これらの結果、「Oracle Fusion Middleware」の販売が好調に推移し、大企業システム向けで大型案件を獲得したこと、また、中堅・中小規模システム向けでは「Oracle 10g SE One」が好調だったこと等で、データベース・テクノロジー部門の売上高は175億30百万円（前年同期比5億60百万円、3.3%増）となりました。

ビジネス・アプリケーションにおいては、専門営業組織の新規編成とパートナー各社との協業による顧客カバレッジの強化、コンサルティングサービス機能との統合による大企業向けソリューション提案力の強化、Oracle Ne0を中心とした中堅企業向け業務提案力の強化を着実に推進したことに加えて、好業績による企業の投資姿勢が回復してきたことにより、売上高は8億46百万円（前年同期比2億29百万円、37.3%増）となりました。

アップデート&プロダクト・サポートにおいては、ソフトウェアプロダクトの更新権の提供、一般的な製品サポート、ならびに潜在的な問題の事前回避を可能とする技術情報の提供を行うことで、顧客企業のシステム運用の支援を行っています。当中間会計期間は、ソフトウェアプロダクトの販売が堅調なことに加え、顧客企業の情報インフラの安定稼働に対する要求が引き続き高く、また平成17年5月期より開始したパートナーとのサポート契約情報の共有化の推進により、高いサポート契約率を維持しました。これらの結果、当部門の売上高は187億53百万円（前年同期比19億63百万円、11.7%増）と堅調に推移しました。

以上により、データベース・テクノロジー部門とビジネス・アプリケーション部門を合計したソフトウェアプロダクト売上、関連するアップデート&プロダクト・サポート部門の売上を加えたソフトウェア関連部門の売上高は371億31百万円（前年同期比27億53百万円、8.0%増）となりました。

〔サービス〕

アドバンスト・サポートにおいては、顧客企業のニーズに応じた高付加価値のサービスを提供し、顧客企業のシステム構築および運用の技術支援を行っていますが、当中間会計期間は、平成16年5月期よりサービスを開始した、当社の専門技術者が遠隔地からオンラインで顧客企業のオラクル・ソフトウェア製品の運用・管理を24時間365日行うアウトソーシングサービス「Oracle On Demand」が着実に実績をあげ、売上高は4億95百万円（前年同期比1億36百万円、38.1%増）となりました。また、コンサルティングサービスにおいては、顧客企業の基幹業務を対象としたデータベース・テクノロジー製品の新規導入や安定運用に関して、旺盛な技術支援ニーズに敏速に対応したこと、ならびにビジネス・アプリケーション製品の大企業向けソリューション提案力の強化や短期標準モデルの導入を積極的に行ったことから、売上高は27億73百万円（前年同期比5億58百万円、25.2%増）となりました。

一方、エデュケーションサービスにおいては、企業のIT教育投資抑制の傾向が続く中、売上高は9億75百万円（前年同期比64百万円、6.2%減）となりました。

以上により、サービス部門の売上高は42億44百万円（前年同期比6億31百万円、17.5%増）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間では、税引前中間純利益136億45百万円（前年同期比17億97百万円増）を計上いたしました。売上債権は回収が進んだことにより40億11百万円減少いたしました。また、前受金は16億55百万円増加いたしました。法人税等の支払額は59億38百万円となりました。これらの結果、営業活動により得られた資金は、119億74百万円（前年同期比63億52百万円増）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は、14億12百万円（前年同期は21億61百万円の資金の使用）となりました。これは有価証券の償還などによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、101億9百万円（前年同期比12億50百万円減）となりました。これは主に配当金の支払によるものです。

以上の結果、当中間会計期間末における現金及び現金同等物は251億60百万円（前中間会計期間末比54億90百万円増、前事業年度末比32億77百万円増）となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間会計期間の生産実績を事業部門ごとに示すと、次のとおりであります。

事業部門	金額（百万円）	前年同期比（%）
アップデート&プロダクト・サポート（注）3	18,753	11.7
アドバンスト・サポート（注）3	495	38.1
エデュケーションサービス	975	△6.2
コンサルティングサービス	2,773	25.2
合計	22,998	12.7

（注）1. 金額は販売価額によっております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 前中間会計期間における「サポートサービス」は、「アップデート&プロダクト・サポート」と「アドバンスト・サポート」に細分しております。

(2) 受注状況

当社の生産業務の内容は、アップデート&プロダクト・サポート、アドバンスト・サポート、エデュケーションサービスおよびコンサルティングサービスといったサービス業務であり、個別受注の占める割合が僅少なため、受注状況の記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を事業部門ごとに示すと、次のとおりであります。

事業部門	金額（百万円）	前年同期比（％）
ソフトウェア関連		
ソフトウェアプロダクト		
データベース・テクノロジー	17,530	3.3
ビジネス・アプリケーション	846	37.3
ソフトウェアプロダクト小計	18,377	4.5
アップデート&プロダクト・サポート（注）3	18,753	11.7
ソフトウェア関連計	37,131	8.0
サービス		
アドバンスト・サポート（注）3	495	38.1
エデュケーションサービス	975	△6.2
コンサルティングサービス	2,773	25.2
サービス計	4,244	17.5
合計	41,375	8.9

（注）1. 前中間会計期間および当中間会計期間の主な相手先に対する販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間 （自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日）	
	金額（百万円）	割合（％）
日本電気(株)	4,680	12.3
富士通(株)	4,611	12.1

相手先	当中間会計期間 （自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日）	
	金額（百万円）	割合（％）
富士通(株)	4,518	10.9
日本電気(株)	4,449	10.8
新日鉄ソリューションズ(株)	4,378	10.6

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 前中間会計期間における「サポートサービス」（「サービス」の内訳部門）を「アップデート&プロダクト・サポート」と「アドバンスト・サポート」に細分しております。この変更はアップデート&プロダクト・サポート売上の重要性が増したため行ったものであります。なお、この変更に伴い、従来の「ソフトウェアプロダクト」の大区分をアップデート&プロダクト・サポート売上を含めた「ソフトウェア関連」に変更しております。

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

4【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、新たに締結または解約した重要な契約等はありません。

なお、以下の契約については、相手先の合併に伴い、契約相手先が次のとおり変更されております。

オラクル・パートナー契約

(旧)

相手先	契約年月日	契約期間
<u>㈱日立オープンプラットフォームソリューションズ</u>	平成14年11月1日	平成14年11月1日から1年毎に更新（更新中）

(新)

相手先	契約年月日	契約期間
<u>日立電子サービス㈱</u>	平成14年11月1日	平成14年11月1日から1年毎に更新（更新中）

(注) 下線は変更箇所を示しております。

5【研究開発活動】

当社は、オラクル・コーポレーションが開発したソフトウェアプロダクトの国内市場における販売と、当該ソフトウェアプロダクトの利用を支援する各種サービスの提供を主たる業務としているため、当社独自の研究開発活動は行っておりません。

ソフトウェアプロダクトの研究開発はオラクル・コーポレーションが主体となって進められますが、当社は新製品開発の初期の段階から参画しており、オラクル・コーポレーションとの密接な協力により、日本市場に適合した商品開発に反映させております。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設計画は、次のとおりであります。

事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月	
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
本社	東京都 港区	土地・建物 (区分所有)	43,500	—	自己資金	平成18年春	平成20年秋

(注) 1. 上記金額には消費税を含んでおります。

2. 都内3地域（紀尾井町、渋谷、用賀）で7つの賃貸ビルに分散している本社機能を統合し、賃借料の節減および業務効率の向上を図ります。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数（株）
普通株式	512,770,000
計	512,770,000

(注) 「株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる」旨定款に定めております。

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数（株） （平成17年11月30日）	提出日現在発行数（株） （平成18年2月24日）	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	128,194,662	128,194,662	東京証券取引所 市場第一部	—
計	128,194,662	128,194,662	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

① 新株予約権

商法第280条ノ20および商法第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

(イ) 平成14年8月21日定時株主総会決議による第1回分（平成14年9月24日取締役会決議）

	中間会計期間末現在 （平成17年11月30日）	提出日の前月末現在 （平成18年1月31日）
新株予約権の数（注）1	3,237個	3,123個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（注）1	323,700株	312,300株
新株予約権の行使時の払込金額（注）2	3,870円	同左
新株予約権の行使期間	平成16年10月1日から 平成24年8月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 3,870円 資本組入額 1,935円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成14年9月24日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失および権利行使した分を除いたものであります。

2. 発行日の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が発行日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日）の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。なお、発行日以降に時価を下回る価額で新株発行（新株予約権の行使の場合を除く）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

3,870円は発行日（平成14年10月1日）の属する月の前月（平成14年9月）の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値3,870円と発行日の終値3,380円との比較により、3,870円としたものであります。

3. (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
 - (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
 - ① 平成16年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
 - ② 平成18年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
 - (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
4. 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(ロ) 平成15年8月21日定時株主総会決議による第1回分（平成15年9月24日取締役会決議）

	中間会計期間末現在 (平成17年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年1月31日)
新株予約権の数(注) 1	2,774個	2,689個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	277,400株	268,900株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	5,931円	同左
新株予約権の行使期間	平成17年10月1日から 平成25年8月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,931円 資本組入額 2,966円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左

- (注) 1. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成15年9月24日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
2. 発行日の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が発行日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日）の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
- また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,931円は発行日（平成15年10月1日）の属する月の前月（平成15年9月）の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,931円と発行日の終値5,710円との比較により、5,931円としたものであります。

3. (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
 - (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
 - ① 平成17年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
 - ② 平成19年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
 - (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
4. 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(ハ) 平成15年8月21日定時株主総会決議による第2回分（平成16年1月9日取締役会決議）

	中間会計期間末現在 (平成17年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年1月31日)
新株予約権の数(注) 1	5個	5個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	500株	500株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	6,420円	同左
新株予約権の行使期間	平成17年10月1日から 平成25年8月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額	発行価格 6,420円 資本組入額 3,210円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左

- (注) 1. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成16年1月9日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
2. 新株予約権の行使時の払込金額算定方法は、「(ロ)平成15年8月21日定時株主総会決議による第1回分（平成15年9月24日取締役会決議）」の(注)2に同じであります。なお、6,420円は権利付与日（平成16年1月9日）の属する月の前月（平成15年12月）の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,342円と権利付与日の終値6,420円との比較により、6,420円としたものであります。
3. 「(ロ)平成15年8月21日定時株主総会決議による第1回分（平成15年9月24日取締役会決議）」の(注)3に同じであります。
4. 「(ロ)平成15年8月21日定時株主総会決議による第1回分（平成15年9月24日取締役会決議）」の(注)4に同じであります。

(ニ) 平成16年8月25日定時株主総会決議（平成16年9月28日取締役会決議）

	中間会計期間末現在 (平成17年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年1月31日)
新株予約権の数(注) 1	2,880個	2,858個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	288,000株	285,800株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	5,583円	同左
新株予約権の行使期間	平成18年10月1日から 平成26年8月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額	発行価格 5,583円 資本組入額 2,792円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左

- (注) 1. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成16年9月28日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
2. 発行日の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が発行日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日）の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
- また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,583円は発行日（平成16年10月1日）の属する月の前月（平成16年9月）の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,583円と発行日の終値5,500円との比較により、5,583円としたものであります。

3. (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
 - (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
 - ① 平成18年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
 - ② 平成20年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
 - (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
4. 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(ホ) 平成17年8月24日定時株主総会決議（平成17年9月28日取締役会決議）

	中間会計期間末現在 (平成17年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年1月31日)
新株予約権の数(注) 1	3,212個	3,179個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	321,200株	317,900株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	5,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年10月1日から 平成27年8月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額	発行価格 5,000円 資本組入額 2,500円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左

- (注) 1. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成17年9月28日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
2. 発行日の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が発行日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日）の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
- また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,000円は発行日の属する月の前月（平成17年9月）の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値4,840円と発行日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日、すなわち平成17年9月30日）の終値5,000円との比較により、5,000円としたものであります。

3. (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
 - (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
 - ① 平成19年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
 - ② 平成21年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
 - (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
4. 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

② 新株引受権

旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権方式によるストックオプションについては次のとおりであります。

(イ) 平成11年8月25日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成17年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年1月31日)
新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	294,500株	289,850株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	11,132円	同左
新株予約権の行使期間	平成13年10月1日から 平成21年8月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 11,132円 資本組入額 5,566円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数とは、平成11年8月25日開催の第14回定時株主総会における特別決議に基づき付与された新株引受権から、被付与者が喪失した権利を除く新株引受権の新株発行予定数であります。
2. 権利付与日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価格の平均値による金額または権利付与日(ただし、取引が成立しない場合は、直近の取引成立日)の日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価格のいずれか高い金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。なお、権利付与日以降に時価を下回る価額で新株発行を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

11,132円は、権利付与日(平成11年10月1日)の属する月の前月(平成11年9月)の各日の日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価格の平均値による金額15,365円と、権利付与日の日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価格16,700円との比較により決定された発行価額16,700円を、平成12年4月28日付の有償一般募集による新株の発行価額が時価を下回ったことによる調整を行い、さらに平成12年7月19日付にて実施した株式分割(1株:1.5株)の比率で調整した金額であります。

3. (1) 権利を付与された者(以下、「権利者」という)は、新株引受権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と権利者との間で締結する新株引受権付与契約(以下、「付与契約」という)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株引受権の行使は以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 権利付与日の2年後の応当日以降、付与された権利の2分の1の権利を行使することができる。ただし、単位株未満の端数が生じた場合は、②に繰り越すものとする。
- ② 権利付与日の4年後の応当日以降、付与された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を付与された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
4. 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(ロ) 平成12年8月24日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成17年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年1月31日)
新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	231,500株	227,200株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	28,205円	同左
新株予約権の行使期間	平成14年10月1日から 平成22年8月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 28,205円 資本組入額 14,103円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数とは、平成12年8月24日開催の第15回定時株主総会における特別決議に基づき付与された新株引受権から、被付与者が喪失した権利を除く新株引受権の新株発行予定数であります。
2. 権利付与日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社額面普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が権利付与日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、権利付与日の終値とする。なお、権利付与日以降に時価を下回る価額で新株発行(転換社債の転換および新株引受権の行使の場合を除く)を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、権利付与日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

28,205円は権利付与日(平成12年10月1日)の属する月の前月(平成12年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値28,205円と権利付与日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近の取引日、すなわち平成12年9月29日)の終値24,880円との比較により、28,205円としたものであります。

3. (1) 権利を付与された者は、新株引受権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者との間で締結するストックオプション付与契約(以下、「付与契約」という)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株引受権の行使は以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成14年10月1日以降、付与された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 平成16年10月1日以降、付与された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を付与された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
4. 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(ハ) 平成13年8月23日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成17年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年1月31日)
新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	320,900株	310,200株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	11,780円	同左
新株予約権の行使期間	平成15年10月1日から 平成23年8月23日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 11,780円 資本組入額 5,890円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数とは、平成13年8月23日開催の第16回定時株主総会における特別決議に基づき付与された新株引受権から、被付与者が喪失した権利を除く新株引受権の新株発行予定数であります。
2. 権利付与日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社額面普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が権利付与日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、権利付与日の終値とする。なお、権利付与日以降に時価を下回る価額で新株発行(転換社債の転換および新株引受権の行使の場合を除く)を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、権利付与日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

11,780円は権利付与日(平成13年10月1日)の属する月の前月(平成13年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値9,844円と権利付与日の終値11,780円との比較により、11,780円としたものであります。

3. (1) 権利を付与された者は、新株引受権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者との間で締結するストックオプション付与契約(以下、「付与契約」という)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株引受権の行使は以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成15年10月1日以降、付与された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 平成17年10月1日以降、付与された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を付与された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
4. 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成17年6月1日～ 平成17年11月30日	—	128,194,662	—	22,131	—	33,569

(4) 【大株主の状況】

平成17年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
オラクル・ジャパン・ ホールディング・インク (常任代理人 日興コーディアル証券株式 会社)	500 Oracle Parkway, Redwood Shores, California, U. S. A. (東京都千代田区丸の内3-3-1)	95,067	74.2
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-11	2,724	2.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2-11-3	2,178	1.7
みずほ信託退職給付信託新日本製鐵退職金 口再信託受託者資産管理サービス信託銀行 株式会社	東京都中央区晴海1-8-12	1,293	1.0
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-12	937	0.7
指定単受託者三井アセット信託銀行株式会 社1口 (常任代理人 日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社)	東京都港区芝3-23-1 (東京都中央区晴海1-8-11)	918	0.7
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	878	0.7
ジブラルタ生命保険株式会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区永田町2-13-10 (東京都中央区晴海1-8-11)	440	0.3
住友信託銀行株式会社(信託B口) (常任代理人 日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社)	大阪府中央区北浜4-5-33 (東京都中央区晴海1-8-11)	367	0.3
パークレイズ・グローバル・インベスター ズ信託銀行株式会社	東京都渋谷区広尾1-1-39	318	0.2
計	—	105,122	82.0

(注) 1. 上記のほか、自己株式が1,197千株あります。

2. 上記信託銀行の所有株式数のうち、信託業務に係る株式は、以下のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	2,717千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	2,018千株
資産管理サービス信託銀行株式会社	914千株
指定単受託者三井アセット信託銀行株式会社1口	918千株
三菱UFJ信託銀行株式会社	851千株
住友信託銀行株式会社(信託B口)	367千株
パークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社	318千株

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成17年11月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1, 197, 900	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 126, 176, 800	1, 261, 768	—
単元未満株式	普通株式 819, 962	—	—
発行済株式総数	128, 194, 662	—	—
総株主の議決権	—	1, 261, 768	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が7,900株(議決権の数79個)含まれております。

② 【自己株式等】

平成17年11月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
日本オラクル株式会社	東京都千代田区 紀尾井町4-1	1, 197, 900	—	1, 197, 900	0. 93
計	—	1, 197, 900	—	1, 197, 900	0. 93

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成17年6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高 (円)	4, 400	5, 000	5, 170	5, 120	5, 070	5, 030
最低 (円)	4, 070	4, 340	4, 650	4, 740	4, 570	4, 750

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間（平成16年6月1日から平成16年11月30日まで）及び当中間会計期間（平成17年6月1日から平成17年11月30日まで）の中間財務諸表について、新日本監査法人により中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高からみて、当企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、中間連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.4%
売上高基準	2.2%
利益基準	0.0%
利益剰余金基準	0.4%

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成16年11月30日)		当中間会計期間末 (平成17年11月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成17年5月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金		19,670		21,036		19,383	
2. 受取手形		3		—		5	
3. 売掛金		10,381		10,849		14,855	
4. 有価証券		69,519		64,990		64,994	
5. たな卸資産		7		5		7	
6. 繰延税金資産		1,388		1,526		1,608	
7. その他		777		2,514		1,118	
8. 貸倒引当金		△5		△0		△4	
流動資産合計		101,742	95.1	100,922	95.2	101,968	95.3
II 固定資産	※						
1. 有形固定資産							
(1) 建物付属設備		464		441		465	
(2) 器具及び備品		702		654		629	
有形固定資産合計		1,166		1,096		1,095	
2. 無形固定資産		16		17		17	
3. 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		839		835		793	
(2) 関係会社株式		33		33		33	
(3) 繰延税金資産		470		377		436	
(4) 差入保証金		2,703		2,655		2,672	
(5) その他		57		50		56	
(6) 貸倒引当金		△25		△9		△24	
投資その他の資産 合計		4,078		3,943		3,968	
固定資産合計		5,261	4.9	5,057	4.8	5,081	4.7
資産合計		107,003	100.0	105,979	100.0	107,049	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成16年11月30日)		当中間会計期間末 (平成17年11月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成17年5月31日)			
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)		
(負債の部)									
I	流動負債								
1.	買掛金	6,680		7,381		8,550			
2.	未払金	9,385		3,765		2,696			
3.	未払法人税等	4,694		5,594		6,208			
4.	未払消費税等	366		499		647			
5.	前受金	9,370		11,855		10,199			
6.	賞与引当金	838		934		1,203			
7.	役員賞与引当金	—		42		—			
8.	その他	580		512		73			
	流動負債合計		31,917	29.8		30,585	28.9	29,580	27.6
	負債合計		31,917	29.8		30,585	28.9	29,580	27.6
(資本の部)									
I	資本金		22,131	20.7		22,131	20.9	22,131	20.7
II	資本剰余金								
	資本準備金		33,569			33,569		33,569	
	資本剰余金合計		33,569	31.4		33,569	31.7	33,569	31.4
III	利益剰余金								
1.	利益準備金		3,212			3,212		3,212	
2.	任意積立金		94			64		94	
3.	中間(当期)未処分利益		21,416			21,647		23,778	
	利益剰余金合計		24,724	23.1		24,924	23.5	27,085	25.3
IV	その他有価証券評価差額金		203	0.2		201	0.2	176	0.1
V	自己株式		△5,541	△5.2		△5,432	△5.2	△5,493	△5.1
	資本合計		75,086	70.2		75,394	71.1	77,468	72.4
	負債資本合計		107,003	100.0		105,979	100.0	107,049	100.0

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自平成16年6月1日 至平成16年11月30日)		当中間会計期間 (自平成17年6月1日 至平成17年11月30日)		前事業年度 の要約損益計算書 (自平成16年6月1日 至平成17年5月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
I 売上高		37,991	100.0	41,375	100.0	83,209	100.0
II 売上原価		15,777	41.5	16,663	40.3	33,534	40.3
売上総利益		22,214	58.5	24,712	59.7	49,675	59.7
III 販売費及び一般管理 費		10,403	27.4	11,133	26.9	20,966	25.2
営業利益		11,810	31.1	13,579	32.8	28,708	34.5
IV 営業外収益	※1	67	0.2	72	0.2	126	0.1
V 営業外費用	※2	38	0.1	8	0.0	37	0.0
経常利益		11,839	31.2	13,644	33.0	28,797	34.6
VI 特別利益	※3	42	0.1	0	0.0	43	0.0
VII 特別損失	※4	34	0.1	—	—	34	0.0
税引前中間 (当期) 純利益		11,847	31.2	13,645	33.0	28,806	34.6
法人税、住民税及び 事業税		4,602		5,475		11,739	
法人税等調整額		244	4,846	124	5,599	77	11,817
中間 (当期) 純利益		7,001	18.4	8,045	19.4	16,989	20.4
前期繰越利益		14,425		13,611		14,425	
自己株式処分差損		9		9		17	
中間配当額		—		—		7,618	
中間 (当期) 未処分 利益		21,416		21,647		23,778	

③【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間会計期間 (自平成16年6月1日 至平成16年11月30日)	当中間会計期間 (自平成17年6月1日 至平成17年11月30日)	前事業年度の要約 キャッシュ・フロー 計算書 (自平成16年6月1日 至平成17年5月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前中間(当期)純利益		11,847	13,645	28,806
減価償却費		219	208	446
貸倒引当金の増減額(減少:△)		△23	△19	△25
賞与引当金の増減額(減少:△)		61	△269	426
役員賞与引当金の増減額(減少:△)		—	42	—
受取利息及び受取配当金		△7	△10	△13
支払利息		0	0	0
投資有価証券評価損		4	—	4
投資有価証券売却益		△24	△0	△24
投資有価証券売却損		2	—	2
固定資産除売却損		4	3	7
売上債権の増減額(増加:△)		2,174	4,011	△2,302
たな卸資産の増減額(増加:△)		0	2	0
未収入金の増減額(増加:△)		139	△1,223	△288
その他流動資産の増減額(増加:△)		△163	△168	△102
仕入債務の増減額(減少:△)		△527	△1,168	1,342
未払金の増減額(減少:△)		△434	1,095	363
未払消費税等の増減額(減少:△)		△360	△148	△79
前受金の増減額(減少:△)		△366	1,655	462
その他流動負債の増減額(減少:△)		△623	288	△964
その他		△37	△32	△37
小計		11,885	17,909	28,024
利息及び配当金の受取額		2	3	36
利息の支払額		△0	△0	△0
法人税等の支払額		△6,265	△5,938	△12,054
営業活動によるキャッシュ・フロー		5,622	11,974	16,006

		前中間会計期間 (自平成16年6月1日 至平成16年11月30日)	当中間会計期間 (自平成17年6月1日 至平成17年11月30日)	前事業年度の要約 キャッシュ・フロー 計算書 (自平成16年6月1日 至平成17年5月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△29,014	△36,368	△80,506
有価証券の償還による収入		27,000	38,000	78,016
有形固定資産の取得による支出		△174	△227	△314
無形固定資産の取得による支出		△0	△9	△2
投資有価証券の売却による収入		29	0	29
保証金の差入による支出		△1	△1	△4
保証金の返還による収入		0	17	35
投資活動によるキャッシュ・フロー		△2,161	1,412	△2,747
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
自己株式の取得による支出		△6	△5	△14
自己株式の売却による収入		69	57	117
配当金の支払額		△11,422	△10,161	△19,048
財務活動によるキャッシュ・フロー		△11,359	△10,109	△18,945
IV 現金及び現金同等物の増減額(減少: △)		△7,898	3,277	△5,686
V 現金及び現金同等物の期首残高		27,569	21,883	27,569
VI 現金及び現金同等物の中間期末(期 末)残高	※	19,670	25,160	21,883

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自平成16年6月1日 至平成16年11月30日)	当中間会計期間 (自平成17年6月1日 至平成17年11月30日)	前事業年度 (自平成16年6月1日 至平成17年5月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>子会社株式</p> <p>移動平均法による原価法</p> <p>満期保有目的の債券</p> <p>償却原価法</p> <p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの</p> <p>中間期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）</p> <p>時価のないもの</p> <p>移動平均法による原価法</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>月別総平均法に基づく原価法によっております。</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>子会社株式</p> <p>同左</p> <p>満期保有目的の債券</p> <p>同左</p> <p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの</p> <p>同左</p> <p>時価のないもの</p> <p>同左</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>同左</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>子会社株式</p> <p>同左</p> <p>満期保有目的の債券</p> <p>同左</p> <p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの</p> <p>決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）</p> <p>時価のないもの</p> <p>同左</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>①建物付属設備</p> <p>定率法</p> <p>②器具及び備品</p> <p>イ. コンピュータハードウェア</p> <p>定額法</p> <p>ロ. その他</p> <p>定率法</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <p>①建物付属設備</p> <p>8年～15年</p> <p>②器具及び備品</p> <p>イ. パーソナルコンピュータ</p> <p>2年</p> <p>ロ. サーバー</p> <p>3年</p> <p>ハ. その他</p> <p>5年～8年</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>定額法</p> <p>なお、自社利用ソフトウェアにつきましては、社内利用可能期間(5年)に基づき償却しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>①建物付属設備</p> <p>同左</p> <p>②器具及び備品</p> <p>イ. コンピュータハードウェア</p> <p>同左</p> <p>ロ. その他</p> <p>同左</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <p>①建物付属設備</p> <p>8年～15年</p> <p>②器具及び備品</p> <p>イ. パーソナルコンピュータ</p> <p>2年</p> <p>ロ. サーバー</p> <p>3年</p> <p>ハ. その他</p> <p>5年～8年</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>同左</p>	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>①建物付属設備</p> <p>同左</p> <p>②器具及び備品</p> <p>イ. コンピュータハードウェア</p> <p>同左</p> <p>ロ. その他</p> <p>同左</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <p>①建物付属設備</p> <p>8年～15年</p> <p>②器具及び備品</p> <p>イ. パーソナルコンピュータ</p> <p>2年</p> <p>ロ. サーバー</p> <p>3年</p> <p>ハ. その他</p> <p>5年～8年</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>同左</p>

項目	前中間会計期間 (自平成16年6月1日 至平成16年11月30日)	当中間会計期間 (自平成17年6月1日 至平成17年11月30日)	前事業年度 (自平成16年6月1日 至平成17年5月31日)
3. 引当金の計上基準	<p>(1)貸倒引当金 債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2)賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) _____</p>	<p>(1)貸倒引当金 同左</p> <p>(2)賞与引当金 同左</p> <p>(3)役員賞与引当金 役員に対する賞与の支払いに備えて、役員賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p>	<p>(1)貸倒引当金 同左</p> <p>(2)賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。</p> <p>(3) _____</p>
4. 収益の計上基準	<p>コンサルティングサービス売上及び一部のソフトウェアプロダクト売上について、進行基準を適用しております。</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>

項目	前中間会計期間 (自平成16年6月1日 至平成16年11月30日)	当中間会計期間 (自平成17年6月1日 至平成17年11月30日)	前事業年度 (自平成16年6月1日 至平成17年5月31日)
5. 中間キャッシュ・フロー 計算書(キャッシュ・フロー 計算書)における資金の範囲	中間キャッシュ・フロー計算書に おける資金(現金及び現金同等物) は、手許現金、随時引き出し可能 な預金及び容易に換金可能であ り、かつ、価値の変動について僅 少なりリスクしか負わない取得日か ら3ヶ月以内に償還期限の到来す る短期投資からなっております。	同左	キャッシュ・フロー計算書におけ る資金(現金及び現金同等物) は、手許現金、随時引き出し可能 な預金及び容易に換金可能であ り、かつ、価値の変動について僅 少なりリスクしか負わない取得日か ら3ヶ月以内に償還期限の到来す る短期投資からなっております。
6. その他中間財務諸表(財務 諸表)作成のための基本とな る重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 (2) 法人税等の会計処理の方法 当中間会計期間にかかる納付税 額及び法人税等調整額の計算に 当たっては、当事業年度の利益 処分において予定している特別 償却準備金の取崩額を課税所得 に反映させております。	(1) 消費税等の会計処理 同左 (2) 法人税等の会計処理の方法 同左	(1) 消費税等の処理方法 同左 (2) _____

会計処理方法の変更

前中間会計期間 (自平成16年6月1日 至平成16年11月30日)	当中間会計期間 (自平成17年6月1日 至平成17年11月30日)	前事業年度 (自平成16年6月1日 至平成17年5月31日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)が平成16年5月31日に終了する事業年度に係る財務諸表から適用できることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び同適用指針を適用しております。なお、この会計基準適用による損益に与える影響はありません。</p>	<p>(役員賞与に関する会計基準) 当中間会計期間より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。これにより、役員賞与については、従来、利益処分により株主総会の決議を経て未処分利益の減少として処理しておりましたが、当中間会計期間より発生時に費用処理しております。この結果、従来の方と比べ、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ42百万円減少しております。</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)が平成16年5月31日に終了する事業年度に係る財務諸表から適用できることになったことに伴い、当期から同会計基準及び同適用指針を適用しております。なお、この会計基準適用による損益に与える影響はありません。</p>

追加情報

前中間会計期間 (自平成16年6月1日 至平成16年11月30日)	当中間会計期間 (自平成17年6月1日 至平成17年11月30日)	前事業年度 (自平成16年6月1日 至平成17年5月31日)
<p>(法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示について) 法人事業税の「外形標準課税制度」の導入に伴い、法人事業税における付加価値割及び資本割部分については、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、当中間会計期間より、販売費及び一般管理費として処理しております。なおこれにより、販売費及び一般管理費が144百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益が同額減少しております。</p>		<p>(法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示について) 法人事業税の「外形標準課税制度」の導入に伴い、法人事業税における付加価値割及び資本割部分については、実務対応報告第12号「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会 平成16年2月13日)に基づき、当期より、販売費及び一般管理費として処理しております。なおこれにより、販売費及び一般管理費が310百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が同額減少しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成16年11月30日)	当中間会計期間末 (平成17年11月30日)	前事業年度末 (平成17年5月31日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額 4,305百万円	※ 有形固定資産の減価償却累計額 4,387百万円	※ 有形固定資産の減価償却累計額 4,369百万円

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成16年6月1日 至平成16年11月30日)	当中間会計期間 (自平成17年6月1日 至平成17年11月30日)	前事業年度 (自平成16年6月1日 至平成17年5月31日)
※1. 営業外収益のうち主要なもの 旅費交通費還付金 12百万円	※1. 営業外収益のうち主要なもの 為替差益 27百万円	※1. 営業外収益のうち主要なもの 保険配当金 27百万円 旅費交通費還付金 21百万円
※2. 営業外費用のうち主要なもの 為替差損 30百万円	※2. _____	※2. 営業外費用のうち主要なもの 為替差損 12百万円
※3. 特別利益のうち主要なもの 投資有価証券売却益 24百万円 貸倒引当金戻入益 18百万円	※3. _____	※3. 特別利益のうち主要なもの 貸倒引当金戻入益 18百万円 投資有価証券売却益 24百万円
※4. 特別損失のうち主要なもの 電話施設利用権評価損 27百万円	※4. _____	※4. 特別損失のうち主要なもの 電話施設利用権評価損 27百万円
5. 減価償却実施額 有形固定資産 214百万円 無形固定資産 5百万円	5. 減価償却実施額 有形固定資産 205百万円 無形固定資産 3百万円	5. 減価償却実施額 有形固定資産 436百万円 無形固定資産 9百万円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自平成16年6月1日 至平成16年11月30日)	当中間会計期間 (自平成17年6月1日 至平成17年11月30日)	前事業年度 (自平成16年6月1日 至平成17年5月31日)
※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成16年11月30日現在) (百万円)	※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成17年11月30日現在) (百万円)	※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成17年5月31日現在) (百万円)
現金及び預金勘定 19,670	現金及び預金勘定 21,036	現金及び預金勘定 19,383
現金及び現金同等物 19,670	有価証券勘定 64,990	有価証券勘定 64,994
	取得日から償還日までの期間が3ヶ月を超える債券 △60,865	取得日から償還日までの期間が3ヶ月を超える債券 △62,494
	現金及び現金同等物 25,160	現金及び現金同等物 21,883

(リース取引関係)

項目	前中間会計期間 (自平成16年6月1日 至平成16年11月30日)	当中間会計期間 (自平成17年6月1日 至平成17年11月30日)	前事業年度 (自平成16年6月1日 至平成17年5月31日)
オペレーティング・リース取引 (借主側)	未経過リース料 1年内 5百万円 1年超 7百万円 合計 13百万円	未経過リース料 1年内 5百万円 1年超 3百万円 合計 9百万円	未経過リース料 1年内 5百万円 1年超 6百万円 合計 12百万円

(有価証券関係)

前中間会計期間末（平成16年11月30日現在）

有価証券

1. 子会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 国債・地方債等	—	—	—
(2) 社債	4,424	4,423	△0
(3) その他	—	—	—
合 計	4,424	4,423	△0

3. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	149	492	343
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合 計	149	492	343

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 満期保有目的の債券	
コマーシャルペーパー	60,095
譲渡性預金	4,999
(2) その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	346

当中間会計期間末（平成17年11月30日現在）

有価証券

1. 子会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)国債・地方債等	—	—	—
(2)社債	10,169	10,175	5
(3)その他	—	—	—
合 計	10,169	10,175	5

3. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1)株式	149	489	339
(2)債券	—	—	—
(3)その他	—	—	—
合 計	149	489	339

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
(1)満期保有目的の債券	
コマーシャルペーパー	50,820
譲渡性預金	3,999
(2)その他有価証券	
非上場株式	346

前事業年度末（平成17年5月31日現在）

有価証券

1. 子会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 国債・地方債等	—	—	—
(2) 社債	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合 計	—	—	—

3. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	149	446	296
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合 計	149	446	296

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 満期保有目的の債券	
コマーシャルペーパー	60,994
譲渡性預金	3,999
(2) その他有価証券	
非上場株式	346

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	前事業年度 (自 平成16年6月1日 至 平成17年5月31日)
当社はデリバティブ取引を全く利用 しておりませんので該当事項はあり ません。	同左	同左

(持分法損益等)

前中間会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	前事業年度 (自 平成16年6月1日 至 平成17年5月31日)
該当事項はありません。	同左	同左

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)		当中間会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)		前事業年度 (自 平成16年6月1日 至 平成17年5月31日)	
1株当たり純資産額	591.36円	1株当たり純資産額	593.67円	1株当たり純資産額	609.77円
1株当たり中間純利益金額	55.15円	1株当たり中間純利益金額	63.35円	1株当たり当期純利益金額	133.51円
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	55.10円	潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	63.32円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	133.40円

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	前事業年度 (自 平成16年6月1日 至 平成17年5月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益 (百万円)	7,001	8,045	16,989
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—	38
(うち利益処分による取締役賞与金)	(—)	(—)	(37)
(うち利益処分による監査役賞与金)	(—)	(—)	(1)
普通株式に係る中間(当期)純利益(百万円)	7,001	8,045	16,951
期中平均株式数(株)	126,959,054	126,990,489	126,969,383
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額 (百万円)	—	—	—
普通株式増加数(株)	114,549	59,609	98,998
(うち新株予約権(株))	(114,549)	(59,609)	(98,998)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類(新株予約権の数 6,387個) 新株引受権3種類(新株引受権の株式の数 900,650株) これらの詳細については、第4提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況に記載のとおりであります。	新株予約権4種類(新株予約権の数 8,871個) 新株引受権3種類(新株引受権の株式の数 846,900株) これらの詳細については、第4提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況に記載のとおりであります。	新株予約権3種類(新株予約権の数 6,143個) 新株引受権3種類(新株引受権の株式の数 875,250株) これらの詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	前事業年度 (自 平成16年6月1日 至 平成17年5月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。	該当事項はありません。

(2) 【その他】

平成17年12月22日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- ①中間配当による配当金の総額 7,619百万円
- ②1株当たりの金額 60円
- ③支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成18年2月9日

(注)平成17年11月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、支払いを行います。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第20期）（自 平成16年6月1日 至 平成17年5月31日）平成17年8月25日 関東財務局長に提出

(2) 臨時報告書及びその訂正報告書

平成17年9月28日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストックオプションとしての新株予約権の発行）に基づく臨時報告書であります。

平成17年9月30日 関東財務局長に提出

証券取引法第24条の5第5項の規定に基づき、平成17年9月28日に提出した臨時報告書の訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年2月24日

日本オラクル株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 二村 隆章 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 太田 恵子 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本オラクル株式会社の平成16年6月1日から平成17年5月31日までの第20期事業年度の中間会計期間（平成16年6月1日から平成16年11月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日本オラクル株式会社の平成16年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成16年6月1日から平成16年11月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、当社（半期報告書提出会社）が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年 2月24日

日本オラクル株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 二村 隆章 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 太田 恵子 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本オラクル株式会社の平成17年6月1日から平成18年5月31日までの第21期事業年度の中間会計期間（平成17年6月1日から平成17年11月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日本オラクル株式会社の平成17年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成17年6月1日から平成17年11月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、当社（半期報告書提出会社）が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。